「めざせ！シジョウ最長のスタンプラリー」に係るラリースポット参加手続要領

1　この要領は、「尼崎市場直送店認証登録制度」実施要綱（以下「要綱」という。）第４条第３号に規定する「直送店の認知度等の向上及び利用促進に係る取組やイベント等」のうち、「めざせ！シジョウ最長のスタンプラリー（以下「スタンプラリー」という。）」の実施にあたり、スタンプの付与を行うラリースポットとして参加する飲食店等の手続等について、必要な事項を定めるものとする。

2　ラリースポットとして参加することができる飲食店等は、要綱第６条の規定に基づく尼崎市場直送店（以下「直送店」という。）のうち、次の事項を遵守できる者とする。

⑴　スタンプラリーの実施について、広く周知すること。

⑵　スタンプの付与にあたっては、スタンプラリー実施期間中において、スタンプラリー参加者（以下「参加者」という。）１人あたり１会計につき税込５００円以上の物品の購入又はサービスの提供等を受けることを要件とし、参加者の求めに応じ、スタンプを付与するためのＱＲコードを提示すること。

⑶　スタンプラリーの実施に付随する著作権等について抵触する又は抵触するおそれのある行為及びスタンプラリーの実施にあたり、その遂行に支障をきたすような紛議、争訟及び係争等の事案等を有さないこと。

⑷　参加者に対し、心からのおもてなしや思いやりを持って真摯に対応し、万が一、苦情等があった場合においては、誠実かつ丁寧に対応すること。

3　ラリースポットとして参加する飲食店等は、別に定めるラリースポット参加届出書（以下「参加届」という。）を尼崎市に届出するものとする。

4　尼崎市が参加届を確認した後、届出内容に疑義等があれば、問い合わせ等して確認するものとする。

5　尼崎市から届出者へＱＲコード等の必要資材の提供をもって、届出が完了したものとする。

6　ラリースポットとして参加するにあたっての費用は無料とする。

7　届出者は、参加者を募るための割引やプレゼント等の来店特典を届出者の負担により独自に設定することができるものとする。

8　本要領３の規定に基づく参加届を届出した者であっても、要綱第８条の規定に基づく直送店の登録の取消し及び本要領２の規定が順守されていない場合のほか、次の事項に該当する者は、ラリースポットの参加を取消しするものとする。

⑴　参加者からの苦情等について解決できない又は信用失墜行為を行った場合
⑵　その他ラリースポットとして適当でないと尼崎市が判断した場合

９　届出者の都合又は本要領８の規定に基づく取消しがあった場合は、速やかに提供した資材を尼崎市に返却するものとする。

１０　この要領に規定するもののほか、要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要領は、令和７年１０月１５日から施行する。

令和　　年　　月　　日

尼　崎　市　長　あて

【申請者（法人であるときは代表者氏名も記載)】
住所（所在地）
氏名又は名称

ラリースポット参加届出書

「めざせ！シジョウ最長のスタンプラリー」に係るラリースポット参加手続要領に定める事項を遵守することを誓約したうえで、次のとおり届出します。

店　　舗　　名		
直送店登録番号	第　　号	
来店特典※1	□あり※2	□なし
来店特典内容	例①　ランチ利用で１００円引き　等 例②　１，０００円以上のお買い上げで○○プレゼント　等	
来店特典利用回数	回まで※3	□制限なし
担当者等	所　　属	
	担当者名	
	電話番号	
	ＦＡＸ	
	Ｅメール	

※１：参加者を募るために独自のクーポンを設定することが可能です。
※２：来店特典（クーポン）を「あり」とする場合は、別途、尼崎市から詳細を確認させていただくことがあります。また、割引等の内容が未定の場合、後日の報告でも可能です。
※３：来店特典（クーポン）には利用回数を設定することができます。

以　上